

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 島田 明宏 様 であて名 〒634-0078 日本国奈良県橿原市八木町1丁目10番3号 萬盛 庵ビル 島田特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 （法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 10.12.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 19R00145		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/041456	国際出願日 (日.月.年) 23.10.2019	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G09G3/3233(2016.01)i, G09G3/20(2006.01)i, G09G3/3291(2016.01)i			
出願人 (氏名又は名称) シャープ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 02.12.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 西島 篤宏 電話番号 03-3581-1101 内線 3273	
		21	9308

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-3, 6-14	有
	請求項	1, 4-5, 15-20	無
進歩性 (IS)	請求項	2-3, 6-14	有
	請求項	1, 4-5, 15-20	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-20	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1 : WO 2015/012216 A1 (凸版印刷株式会社) 2015.01.29,
段落 [0153] - [0242], [図18] - [図32]
& TW 201508722 A

文献 2 : KR 10-2019-0009214 A (LG DISPLAY CO., LTD.) 2019.01.28,
段落 [0065] - [0109], 図7-図13
(ファミリーなし)

請求項1, 4-5, 15-20に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1又は文献2から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、「画素回路の行に対して、順に遅れる同じ長さの非発光期間を有し、前記画素回路の行の中から測定対象の行をモニタ行として選択し、前記モニタ行の非発光期間と部分的に重なるモニタ期間を設定し、前記モニタ期間において前記モニタ行の画素回路内の発光素子または駆動トランジスタの特性を測定してなる表示装置」に関する発明が記載されている。

また、文献2にも文献1と同様の構成を有してなる表示装置に関する発明が記載されている。

してみると、上記請求項に係る発明と、文献1又は文献2に記載された発明とは、相違していない。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V. 2 欄の続き

請求項 2 - 3 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

上記請求項に記載の表示装置における「駆動回路」に関し、「前記駆動回路は、モニタモードのフレーム期間では、前記モニタ行よりも前に選択する行の画素回路に対して、対応する非発光期間の前に前記データ電位の書き込みを開始し、前記モニタ行、および、前記モニタ行よりも後に選択する行の画素回路に対して、対応する非発光期間の後に前記データ電位の書き込みを開始する」との限定は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも、開示も示唆もされておらず、また、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

請求項 6 - 7 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

上記請求項に記載の表示装置における「駆動回路」に関し、「前記駆動回路は、モニタモードのフレーム期間では、前記モニタ行以外の行の画素回路に対応する走査線に対して、1 水平期間ずつ遅れて順にオン電位を印加し、前記モニタ行の画素回路に対応する走査線に対して、前の行の画素回路に対応する走査線にオン電位を印加してから 1 水平期間よりも長い第 1 時間遅れてオン電位を印加する」との限定は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも、開示も示唆もされておらず、また、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

上記請求項に記載の表示装置における「駆動回路」に関し、「前記駆動回路は、モニタモードのフレーム期間では、前記モニタ行の画素回路に対応する発光制御線にオフ電位を印加した後に、前記モニタ行の画素回路に前記モニタ用電位を書き込み、前記モニタ行の画素回路に対応する発光制御線にオン電位を印加した後に、前記モニタ行の画素回路に前記データ電位を書き込む」との限定は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも、開示も示唆もされておらず、また、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V. 2 欄の続き

請求項 9 - 1 4 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

上記請求項に記載の表示装置における「駆動回路」に関し、「前記駆動回路は、モニタモードのフレーム期間では、前記画素回路の行の非発光期間において、対応する発光制御線にオフ電位を印加する」との限定は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも、開示も示唆もされておらず、また、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。